

○総務省告示第百七十四号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）別表第一号二の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

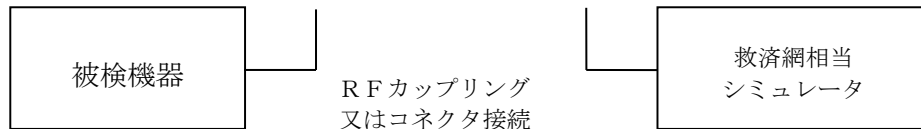
令和七年五月二十九日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

各 出 題	各 出 題
<p>別表第七号 無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法 [一～十二 略]</p> <p><u>十三 非常時事業者間ローミング機能</u></p> <p><u>1 自動接続</u></p> <p>(一) 測定用機器は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自網（端末設備等規則第三十二条の二十四の二に規定する自網をいう。以下同じ。）相当のLTE設備用シミュレータ（以下「自網相当シミュレータ」という。）</p> <p>(2) 救済網（端末設備等規則第三十二条の二十四の二に規定する救済網をいう。以下同じ。）相当のLTE設備用シミュレータ（以下「救済網相当シミュレータ」という。）</p> <p>(二) 測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。</p> <div data-bbox="181 612 1099 906" data-label="Diagram"> <pre> graph LR A[被検機器] --- B[RFカップリング 又はコネクタ接続] B --- C[自網相当 シミュレータ] B --- D[救済網相当 シミュレータ] </pre> </div> <p>(三) 測定手順は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 自網相当シミュレータから自網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出し、救済網相当シミュレータから救済網での待受を不許可とする報知情報を含む信号を送出する。</p> <p>(2) 被検機器が自網相当シミュレータに接続することを確認する。</p> <p>(3) 自網相当シミュレータからの信号の送出を停止する。</p> <p>(4) 被検機器が救済網相当シミュレータに接続しないことを確認する。</p> <p>(5) 救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。</p> <p>(6) 被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。</p> <p><u>2 認証を行わない緊急通報</u></p> <p>(一) 測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。</p>	<p>別表第七号 無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法 [一～十二 同左]</p> <p>[新設]</p>

(二) 測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



(三) 測定手順は、以下のとおりとする。

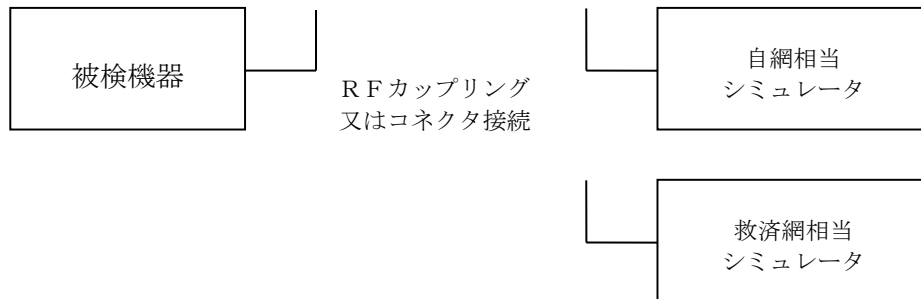
- (1) 救済網相当シミュレータから救済網での待受を不許可とする報知情報を含む信号を送出する。
- (2) 被検機器が救済網相当シミュレータに接続しないことを確認する。
- (3) 救済網相当シミュレータから緊急時用の待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。
- (4) 被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。
- (5) 被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。
- (6) 救済網相当シミュレータから応答メッセージを送出する。
- (7) 被検機器が電気通信番号規則別表第九号に規定するIMSIの情報を含む緊急通報を発信することを確認する。

3 救済網を利用した緊急通報を終了後に自網に接続する機能

(一) 測定用機器は、次のとおりとする。

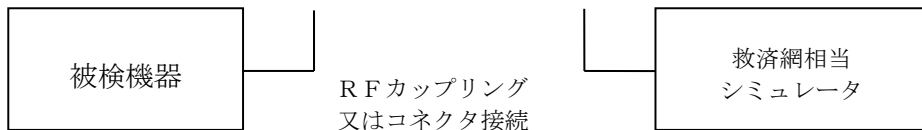
- (1) 自網相当シミュレータ
- (2) 救済網相当シミュレータ

(二) 測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



(三) 測定手順は、以下のとおりとする。

- (1) 自網相当シミュレータから自網での待受を不許可とする報知情報を含む信号を送出す

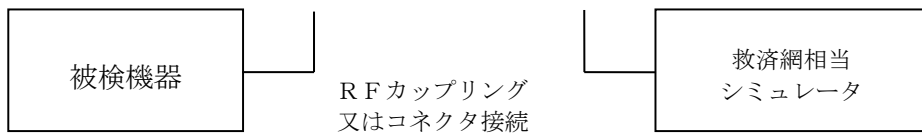


③ 測定手順は、以下のとおりとする。

- (1) 救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。
 - (2) 被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。
 - (3) 被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。
 - (4) 救済網相当シミュレータから被検機器へ専用のSIP番号（403）及び具体的な緊急通報の接続先を送信する。
 - (5) 被検機器が具体的な緊急通報の接続先にIMSIの情報を含んだ発信を行い接続することを確認する。
- 6 救済網に接続した状態で、規制状態であっても緊急通報を行う機能

① 測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。

② 測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



③ 測定手順は、以下のとおりとする。

- (1) 被検機器に挿入されたUSIM内のACを確認する。ただし、被検機器がUSIMを持たない場合には被検機器に登録されているACを確認する。
- (2) 救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。
- (3) 被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。
- (4) (1)によって確認したACより高いクラスのACに対する救済網に係る規制情報（ACB（Access Class Barring）及びSSAC（Service Specific Access Control）に関するもの）を、救済網相当シミュレータの報知情報によって報知する。
- (5) 被検機器が発信しないことを確認する。
- (6) 被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。

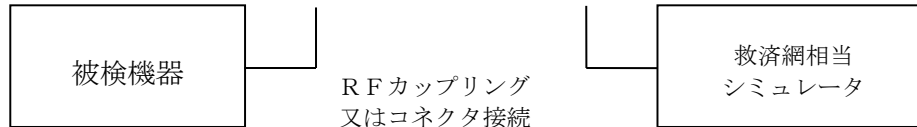
(7) 救済網相当シミュレータから被検機器へ専用のSIP番号（403）及び具体的な緊急通報の接続先を送信する。

(8) 被検機器が具体的な緊急通報の接続先に接続することを確認する。

7 救済網に接続した状態で発信電話番号通知設定又は非通知設定で緊急通報を行う機能

(一) 測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。

(二) 測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



(三) 測定手順は、以下のとおりとする。

(1) 救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。

(2) 被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。

(3) 被検機器から184又は186を電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号の先頭に付加して緊急通報を発信する操作を行う。

(4) 救済網相当シミュレータから被検機器へ専用のSIP番号（380）及び具体的な緊急通報の接続先を送信する。

(5) 被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。

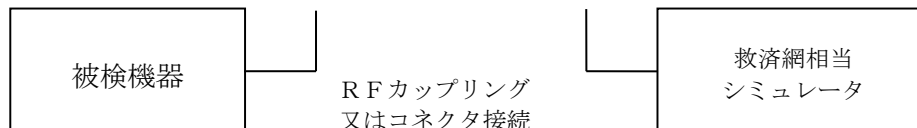
(6) 救済網相当シミュレータから被検機器へ専用のSIP番号（403）及び具体的な緊急通報の接続先を送信する。

(7) 被検機器が具体的な緊急通報の接続先に接続することを確認する。

8 救済網における重要通信の確保

(一) 測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。

(二) 測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



(三) 測定手順は、以下のとおりとする。

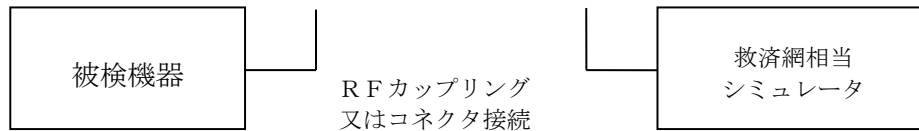
(1) 被検機器に挿入されたUSIM内のACを確認する。ただし、被検機器がUSIMを持たない場

合には被検機器に登録されているACを確認する。

- (2) 救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。
- (3) 被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。
- (4) (1)によって確認したACより高いクラスのACに対する救済網に係るACBに関する規制情報を、救済網相当シミュレータの報知情報によって報知する。
- (5) 被検機器が発信しないことを確認する。
- (6) 救済網に係るACBに関する規制情報を解除し、(1)によって確認したACより高いクラスのACに対する救済網に係るSSACに関する規制情報を、救済網相当シミュレータの報知情報によって報知する。
- (7) 被検機器が音声信号を発信しないこと及びデータ信号を発信することを確認する。
- (8) 救済網に係るSSACに関する規制情報を解除し、救済網相当シミュレータの報知情報によって報知する。
- (9) 被検機器が発信することを確認する。

9 再送抑制

- (一) 測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。
- (二) 測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



(三) 測定手順は、以下のとおりとする。

- (1) 被検機器から救済網相当シミュレータへ救済網での待受を求める信号を送出する。
- (2) 救済網相当シミュレータが信号を受け取った後、被検機器へ拒否する旨の信号及び再送間隔を送出する。
- (3) 被検機器が救済網相当シミュレータから指定された再送間隔の間救済網での待受を求める信号を再送しないことを確認する。
- (4) 被検機器から救済網相当シミュレータへ救済網での待受を求める信号を送出する。
- (5) 救済網相当シミュレータが信号を受け取った後、被検機器へ拒否する旨の信号を再送間隔を含めずに送出手間。
- (6) 被検機器が、当該被検機器の持つ再送間隔の間救済網での待受を求める信号を再送しないことを確認する。
- (7) (4)から(6)までと同じ手順を4回繰り返して行う。
- (8) (7)の後、被検機器が12分間救済網での待受を求める信号を再送しないことを確認す

る。

- (9) 被検機器が救済網相当シミュレータに接続し、被検機器から救済網相当シミュレータへ位置登録の更新を求める信号を送出した場合について、(1)から(3)までと同様の手順で確認を行う。
- (10) 被検機器から救済網相当シミュレータへ救済網への接続を求める信号を送出する。
- (11) 救済網相当シミュレータが信号を受け取った後、被検機器へ拒否する旨の信号及び再送間隔を送出する。
- (12) 被検機器が救済網相当シミュレータから指定された再送間隔の経過後救済網での待受を求める信号を再送し、救済網相当シミュレータに接続することを確認する。

備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第百七十五号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の八（同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第八十七号（固定電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十九日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

各 出 題	各 出 題
<p>別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 [第1～第3 略]</p> <p>第4 無線設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等 [1～8 略]</p> <p><u>9 救済網に過大な負荷を与えないようにする機能</u></p> <p>(1) <u>救済網（端末設備等規則第32条の24の2に規定する救済網をいう。(2)において同じ。）への接続は、基地局から報知される規制情報に従って行うこと。</u></p> <p>(2) <u>救済網へ接続した際に救済網から拒否信号を受信したときは、当該拒否信号に付された再送間隔に指定された間隔をおいた後に接続を試みること。ただし、再送間隔の指定が無い場合は、12分以上の間隔をおいた後に接続を試みること。</u></p> <p>(3) <u>無線設備規則第49条の6の9第1項及び第5項に規定する陸上移動局の無線設備又は同条第1項及び第6項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する端末設備並びに複数の電気通信事業者のデジタルデータ伝送用設備（端末設備等規則第2条第2項第15号に規定するデジタルデータ伝送用設備をいう。以下(3)において同じ。）に接続する機能を有しない端末設備及び専ら試験を行うことを目的としてデジタルデータ伝送用設備に接続する端末設備（専ら本邦外において使用するものに限る。）にあつては、(1)及び(2)の規定を適用しない。</u></p> <p><u>10 その他</u> <u>端末設備等規則第22条第2号、第23条、第26条から第28条まで及び第32条の24の2第3号に規定する機能と同等の機能を備えること。ただし、9(3)に規定する端末設備にあつては、同号に規定する機能と同等の機能を備えることを要しない。</u></p> <p>[第4の2～第7 略]</p>	<p>別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 [第1～第3 同左]</p> <p>第4 無線設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等 [1～8 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>9 その他</u> <u>端末設備等規則第22条第2号、第23条及び第26条から第28条までに規定する機能と同等の機能を備えること。</u></p> <p>[第4の2～第7 同左]</p>
<p>備考 表5の [] の記載は、本表規定の11電線をついた配線図を添へ全体にわたって発注品とする。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の平成二十三年総務省告示第八十七号別表第五号第4の条件に適合する端末設備又は自営電気通信設備であつて、この告示の施行の日前に電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第五十三条第一項に規定する技術基準適合認定、法第五十六条第一項に規定する設計認証、法第六十九条第一項の規定による端末設備の接続の検査若しくは法第七十条第二項の規定による自営電気通信設備の接続の検査（次項において「技術基準適合認定等」という。）を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出（次項において単に「技術基準適合自己確認の届出」という。）を行ったものの電气的条件等については、なお従前の例によることができる。

3 この告示の施行の日から令和九年九月三十日までに技術基準適合認定等を受け、又は技術基準適合自己確認の届出を行う端末設備又は自営電気通信設備（インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつてインターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの（事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則の一部を改正する省令（令和七年総務省令第五十四号）附

則第三条の規定により、技術的な困難性、利用者への影響その他の事情を勘案する必要があるものとして総務大臣の承認を受けたものを除く。）と構造上一体となっている端末設備又は自営電気通信設備及びモバイルルータ（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第二十五号に規定するモバイルルータをいう。）を除く。）の電気的条件等については、この告示による改正後の平成二十三年総務省告示第八十七号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第七十六号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の二十五（同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第四百十七号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年五月二十九日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

次の表の上欄に掲げるインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定（規則第三十六条において準用する場合を含む。）にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

<p>一 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九若しくは第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備又は同令第四十九条の二三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二 条の二十四第一号</p> <p>インターネットプロトコル移動電話端末特定情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、中欄に掲げる規定を適用しない。</p>
<p>二 無線設備規則第四十九条の六の九に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備のうち、同条第一項及び第五項に規定する陸上移動局の無線設備又は同条第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二 条の二十四の二</p> <p>中欄に掲げる規定を適用しない。</p>
<p>三 無線設備規則第四十九条の六の十又は第四十九条の六の十三に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二 条の二十四第一号</p> <p>インターネットプロトコル移動電話端末特定情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、中欄に掲げる規定を適用しない。</p>
<p>四 無線設備規則第四十九条の二十三</p>	<p>規則第三十二</p> <p>中欄に掲げる規定を適用しない</p>

改正前

次の表の上欄に掲げるインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

<p>一 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九若しくは第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備又は同令第四十九条の二三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二 条の二十四第一号</p> <p>インターネットプロトコル移動電話端末特定情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、中欄に掲げる規定を適用しない。</p>
<p>二 無線設備規則第四十九条の六の十又は第四十九条の六の十三に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二 条の二十四第一号</p> <p>インターネットプロトコル移動電話端末特定情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、中欄に掲げる規定を適用しない。</p>

<p>の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>条の二十四の二</p>	<p>。</p>
<p>五 発信する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二 条の二十三</p>	<p>中欄に掲げる規定を適用しない。</p>
<p>六 複数の電気通信事業者のインターネットプロトコル移動電話用設備に接続する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二 条の二十四の二</p>	<p>中欄に掲げる規定を適用しない。</p>
<p>七 専ら試験を行うことを目的としてインターネットプロトコル移動電話用設備に接続するインターネットプロトコル移動電話端末等（専ら本邦外において使用するものに限る。）</p>	<p>規則第三十二 条の二十四の二</p>	<p>中欄に掲げる規定を適用しない。</p>

<p>三 発信する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二 条の二十三</p>	<p>中欄に掲げる規定を適用しない。</p>
---	-------------------------	------------------------

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省告示第百七十七号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の二十四の二（同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの非常時事業者間ローミングに係る機能を次のように定め、令和七年十月一日から施行する。

令和七年五月二十九日

総務大臣 村上誠一郎

第一 インターネットプロトコル移動電話端末等が救済網に過大な負荷を与えないようにする機能次に掲げる要件を満たすもの

一 救済網（端末設備等規則第三十二条の二十四の二（同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する救済網をいう。以下同じ。）への接続は、基地局から報知される規制情報に従って行うこと。

二 救済網へ接続した際に救済網から拒否信号を受信したときは、当該拒否信号に付された再送間隔に指定された間隔をおいた後に接続を試みること。ただし、再送間隔の指定がない場合は、十分以上の間隔をおいた後に接続を試みること。

三 インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつて、インターネットプロ

トコル移動電話用設備に接続されるもの（以下「インターネットプロトコル移動電話端末等」という。）が救済網に接続し、緊急通報の発信に係る位置情報を送信した上で緊急通報を発信する場合は、緊急通報の通話が終了した際に直ちに救済網との接続を解除し、自網（端末設備等規則第三十二条の二十四の二に規定する自網をいう。）への接続を試みること。

第二 インターネットプロトコル移動電話端末等の状態を救済網に通知する機能

インターネットプロトコル移動電話端末等が救済網に接続し、緊急通報の発信に係る位置情報を送信した上で緊急通報を発信するときに、当該インターネットプロトコル移動電話端末等のIMS I（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第九号に掲げるIMS Iをいう。）を送信するもの

第三 インターネットプロトコル移動電話端末等が接続している救済網の名称を利用者が識別し、及び接続する救済網を選択することができるようにする機能

インターネットプロトコル移動電話端末等が映像面を有する場合は、接続先が救済網であること及び救済網を設置する電気通信事業者を識別可能な情報の表示を行い、並びにいずれの救済網に接続するか選択できるようにするもの。ただし、当該情報の表示が技術的に困難と認められる場合は、この限りでない。

第四 救済網のみを用いて通信を行う場合（利用者の認証を自網における設備を用いて行う場合を含む

む。）にあつては、救済網の基地局が発信する報知情報に基づいて緊急通報を発信できる機能

インターネットプロトコル移動電話端末等が救済網に接続し緊急通報を発信する際に当該インターネットプロトコル移動電話端末等が救済網から非常時事業者間ローミング（端末設備等規則第三十二条の二十四の二に規定する非常時事業者間ローミングをいう。）用に緊急通報を許可する信号を受信した場合は、緊急通報の発信に係る位置情報を送信した上で、緊急通報を発信するもの

第五 救済網を経由し自網を用いて通信を行う場合にあっては、付加的役務識別番号（電気通信番号規則別表第十一号に掲げる付加的役務識別番号をいい、発信元の電気通信番号又は位置情報の通知及び非通知に係るものに限る。以下同じ。）を同表第十二号に掲げる緊急通報番号の先頭に付加されて行われた発信であつても緊急通報を発信できる機能

次に掲げる要件を満たすもの

一 インターネットプロトコル移動電話端末等が緊急通報（付加的役務識別番号を電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号の先頭に付加したものに限る。）を発信した際に救済網への切替えを指示する信号を受信したときは、救済網へ接続先を切り替えて緊急通報を発信すること。

二 インターネットプロトコル移動電話端末等が、救済網に接続し緊急通報を発信する場合に、救済網から緊急通報の発信を拒否する信号を受信したときは、当該信号に基づき緊急通報を発信す

